

北塩原村 一般廃棄物処理基本計画

(令和 7 年度～令和 16 年度)



令和 7 年 3 月策定

北 塩 原 村



目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の対象と期間	3

第2章 北塩原村の概況

1 位置・地勢・気候	4
2 人口動態	5
3 産業の動向	6

第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

1 ごみ処理について	7
2 し尿処理について	9
3 一般廃棄物処理施設	10
4 一般廃棄物排出量の現状と推移	11
5 一般廃棄物処理の経費	17
6 一般廃棄物処理の課題	19

第4章 ごみ処理計画

1 ごみ処理の基本理念と基本方針	21
2 ごみの発生量の見込み	23
3 ごみ処理の対象と分別の区分	24
4 ごみ処理施設の整備に関する事項	27
5 その他ごみの処理に関する事項	27

第5章 し尿処理計画

1 し尿処理に関する基本方針	28
2 し尿処理量の見込み	29
3 し尿処理計画	30

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

一般廃棄物の処理は、住民や事業者が清潔で快適な環境の中で生活・活動するうえで欠かすことのできない重要な行政機能です。

生活や活動に伴って発生する一般廃棄物は、その地域の環境保全と公衆衛生の向上を図りながら、適正に収集、運搬、処理、処分する必要があります。

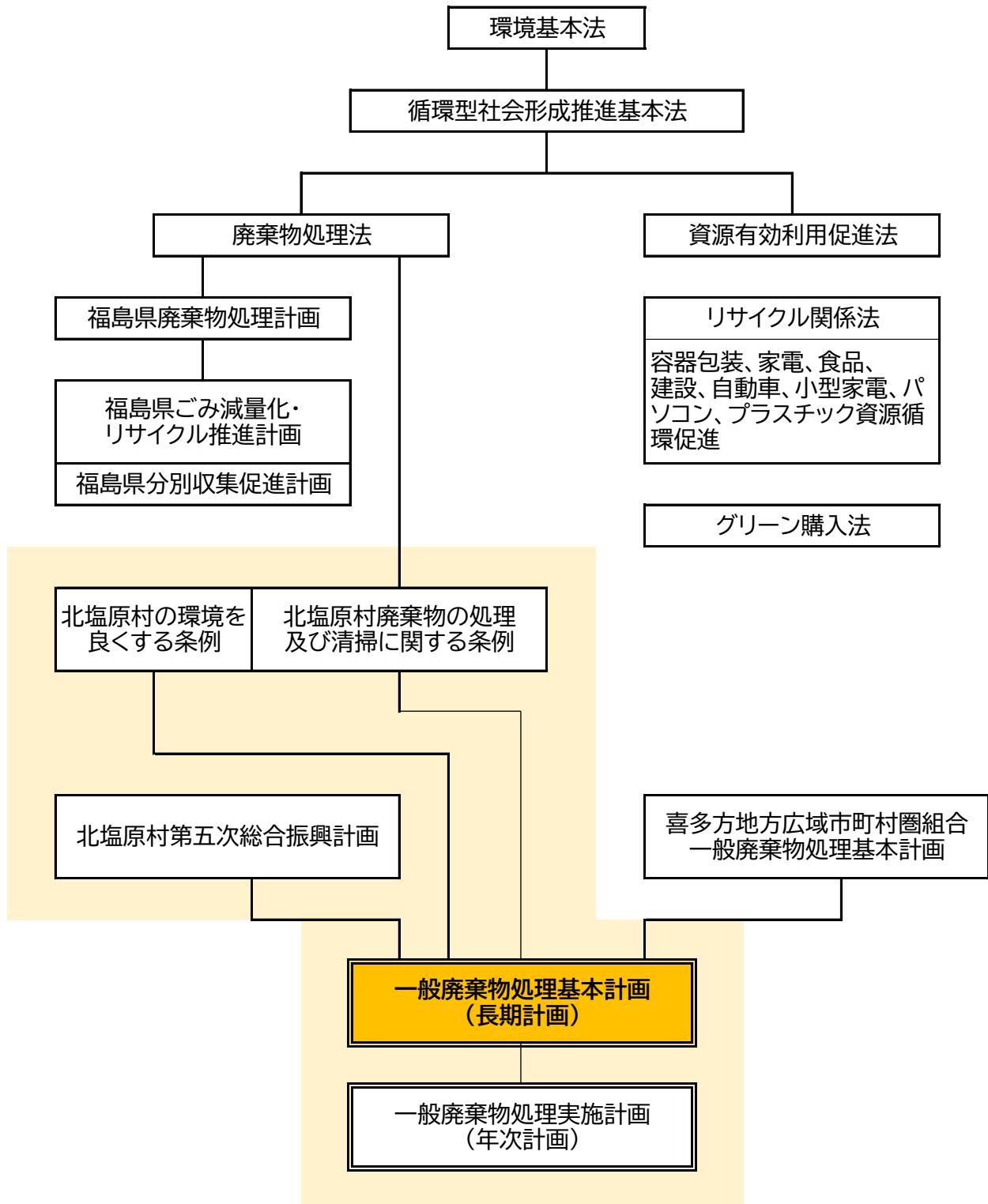
経済の発展や技術の進化、グローバル化に伴い、人々の生活が便利で豊かになった反面、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が進み、これによる環境への負荷の増大と廃棄物の処理が大きな課題となっています。

この大量廃棄型の生活スタイルを脱却し、環境への負荷の少ない資源循環型社会を推進するために、これまで国は、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、廃棄物処理法や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3Rの推進による循環型社会の構築を目指してきました。

福島県においては、平成23年3月に発生した東日本大震災と原発事故の被害を受け、平成24年度に福島県総合計画（ふくしま新生プラン）と第4次福島県環境基本計画を策定し、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会を形成していくという考え方のもと、平成27年3月に福島県廃棄物処理計画を策定し、循環型社会の形成を基本方針に掲げ、ごみ排出量の減量とリサイクル率の向上を目標として、県の具体的な施策、県民や事業者、市町村の役割を示しています。

こうした国・県の動向のなか、村の現況と課題を整理し、一般廃棄物を取り巻く状況を踏まえて今後村として目指すべき姿を明確にするため、「北塩原村一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

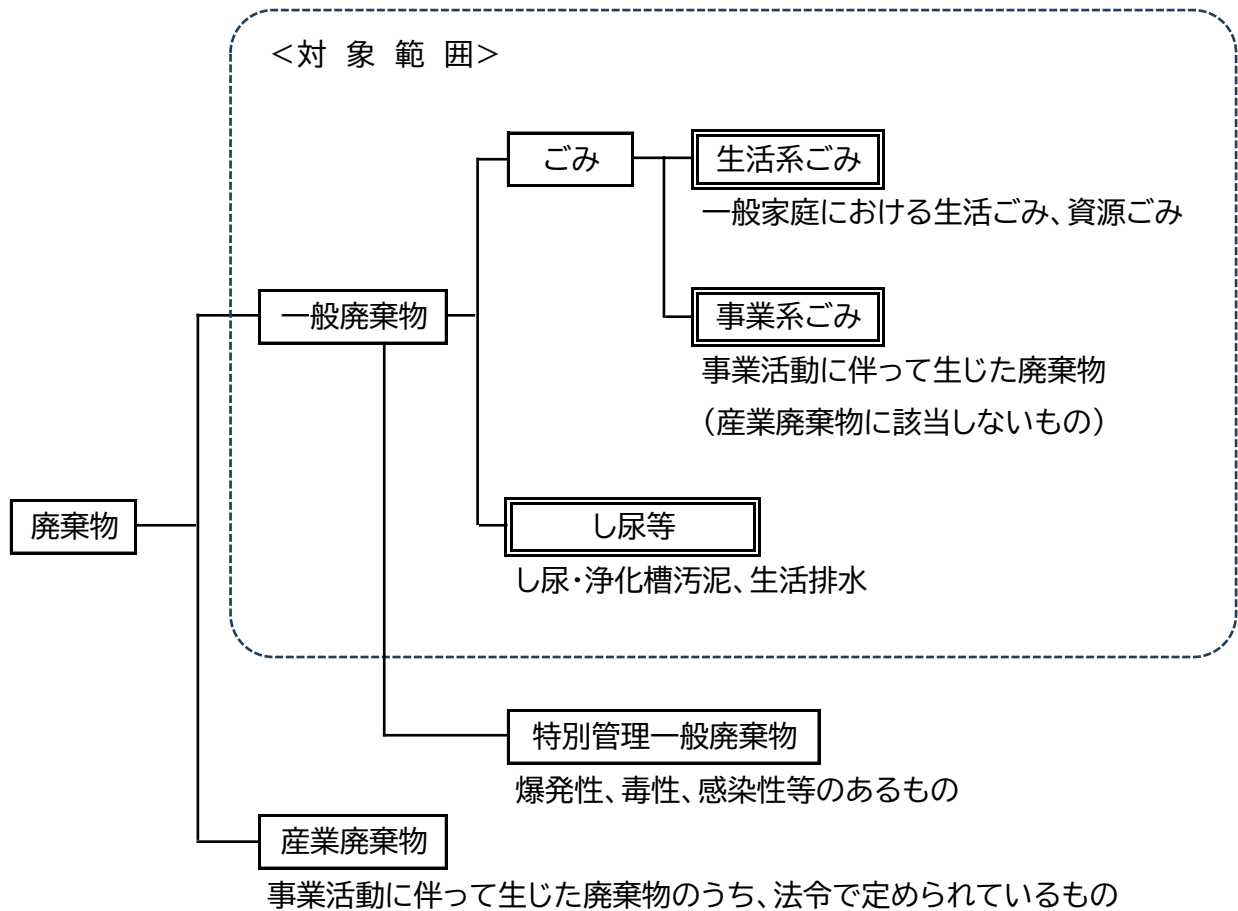
2 計画の位置付け



3 計画の対象と期間

(1) 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、一般廃棄物のうち「ごみ」と「し尿(生活排水)」とします。



(2) 計画期間

本計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和16年度(2034年度)までの10年間とし、中間目標年度を令和11年度(2030年度)とします。

中間目標年度においては、成果と進捗状況の評価を行うとともに、社会や経済情勢等と照らし合わせながら、必要に応じ計画の見直しを行います。

第2章 北塩原村の概況

1 位置・地勢・気候

当村は、福島県の北西部に位置し、東方は猪苗代町、西方は喜多方市に隣接し、北方は山形県米沢市、南方は喜多方市、磐梯町および猪苗代町の一部に連なっています。

15世紀末ごろから旧米沢街道の宿場町として桧原地区を中心に発展し、問屋や住家などが軒を連ね、江戸時代には秋田、庄内、米沢地方の産物を江戸に運ぶ要所となっていました。

16世紀の戦国時代には、米沢方面を治めていた伊達氏の南下を阻む目的などから、会津藩が村内の要所に城を築いた歴史があり、今でも名所・旧跡として残っています。

明治22年に施行された町村制以来、北山村、大塩村、桧原村の3カ村に分かれていましたが、昭和29年の合併促進法により今の北塩原村が誕生しました。

村域は総面積234.08平方キロメートル、東西22.5km、南北19.3kmに渡っており、その約80%は山間部で、農用地は2.5%です。

地形的には、標高200～300mの北山地区、400～500mの大塩地区、800～1,000mの桧原・裏磐梯地区に分かれ、南東には磐梯山(1,816m)、東は西吾妻山(2,035m)と西大巔が連なっています。また、高曽根山に源を発する大塩川が大塩・北山地区を縦走し、流域には村内随一の農地を形成しています。

桧原・裏磐梯地区においては、明治21年の磐梯山噴火により吾妻川・大川入川・小野川・中津川などが堰止められ、周囲47.0km、面積10.47平方キロメートルの桧原湖、周囲12.0km、面積1.70平方キロメートルの小野川湖、周囲24.0km、面積3.70平方キロメートルの秋元湖のほか、曾原湖、五色沼などの湖沼群を生み、磐梯山とあわせ美しい自然景観をつくりあげ、昭和25年に国立公園に指定され県内随一の観光地となっています。

北日本型の積雪寒冷地帯であり、積雪量は平均2mに及びます。

地勢と同様に気候も地区によって異なり、西部北山地区では盆地気候、東部桧原・裏磐梯地区は夏涼しく冬雪深い山地特有の気候となっています。



2 人口動態

村の人口は、合併時の昭和30年の5,468人をピークに、その後は減少の一途を辿り、令和5年には半分以上の2,443人となっています。

年齢階層別の人口推移をみると、生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(0～14歳)が減少している一方、老年人口(65歳以上)は増加しており、平成2年には老年人口と年少人口の割合が逆転しています。

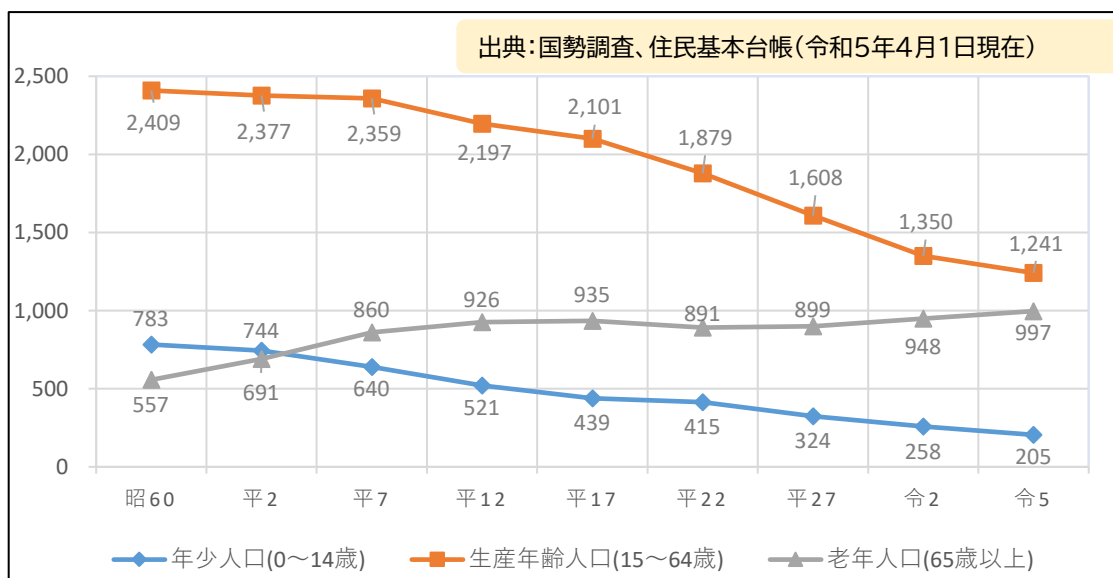
その後も差は広がり続けており、少子高齢化が進行している状況です。

令和5年の人口に占める老年人口の割合は40.8%と、福島県全体における割合33.5%を大きく上回っています。

■人口の推移



■年齢区分別人口の推移



3 産業の動向

村は地区毎に地勢・気候に特色があり、それに伴い主要産業も異なります。

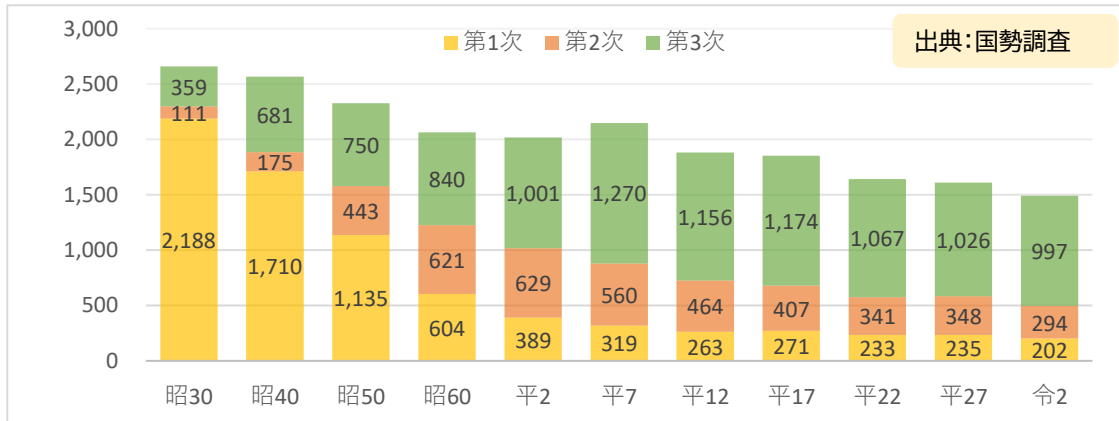
比較的平地である北山・大塩地区は、稲作を主とした農業が中心です。

農業以外としては、北山地区には製造業の工場が点在するほか、大塩地区では大塩裏磐梯温泉を有する旅館が2軒あり、その温泉水から塩を抽出・加工している工場もあります。

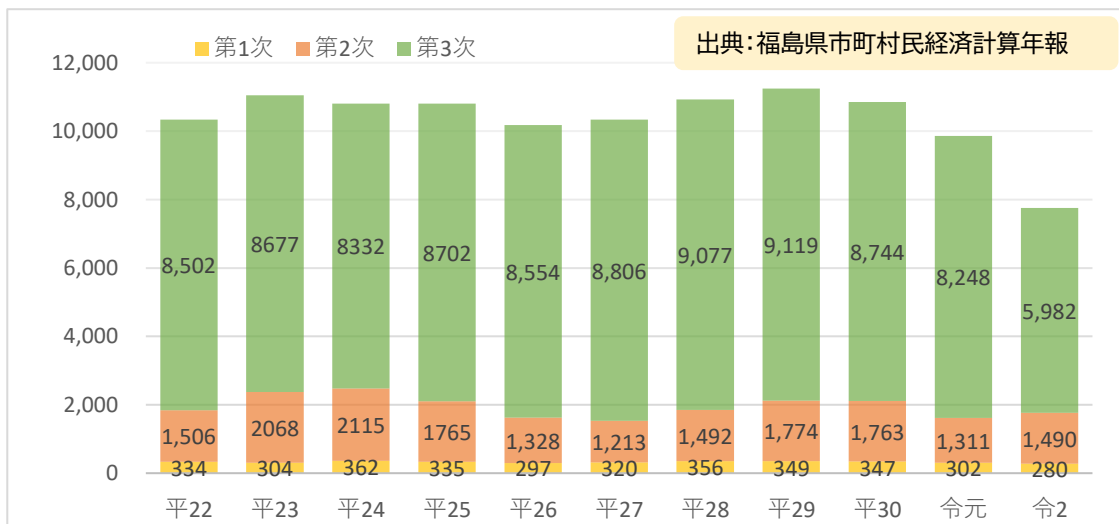
桧原地区ではその標高を生かした農業(高冷地野菜)のほか、民宿業も盛んであり、運動部の合宿や桧原湖周辺で釣りを楽しむ観光客で賑わっています。

裏磐梯地区は全域が国立自然公園に位置し、恵まれた自然環境を生かした観光・宿泊業が基幹産業です。ペンションや大型ホテルも複数有しており、毎年200万人が訪れる日本屈指の観光地となっています。

■就業人口の推移(単位:人)



■村内総生産の推移(単位:100万円)

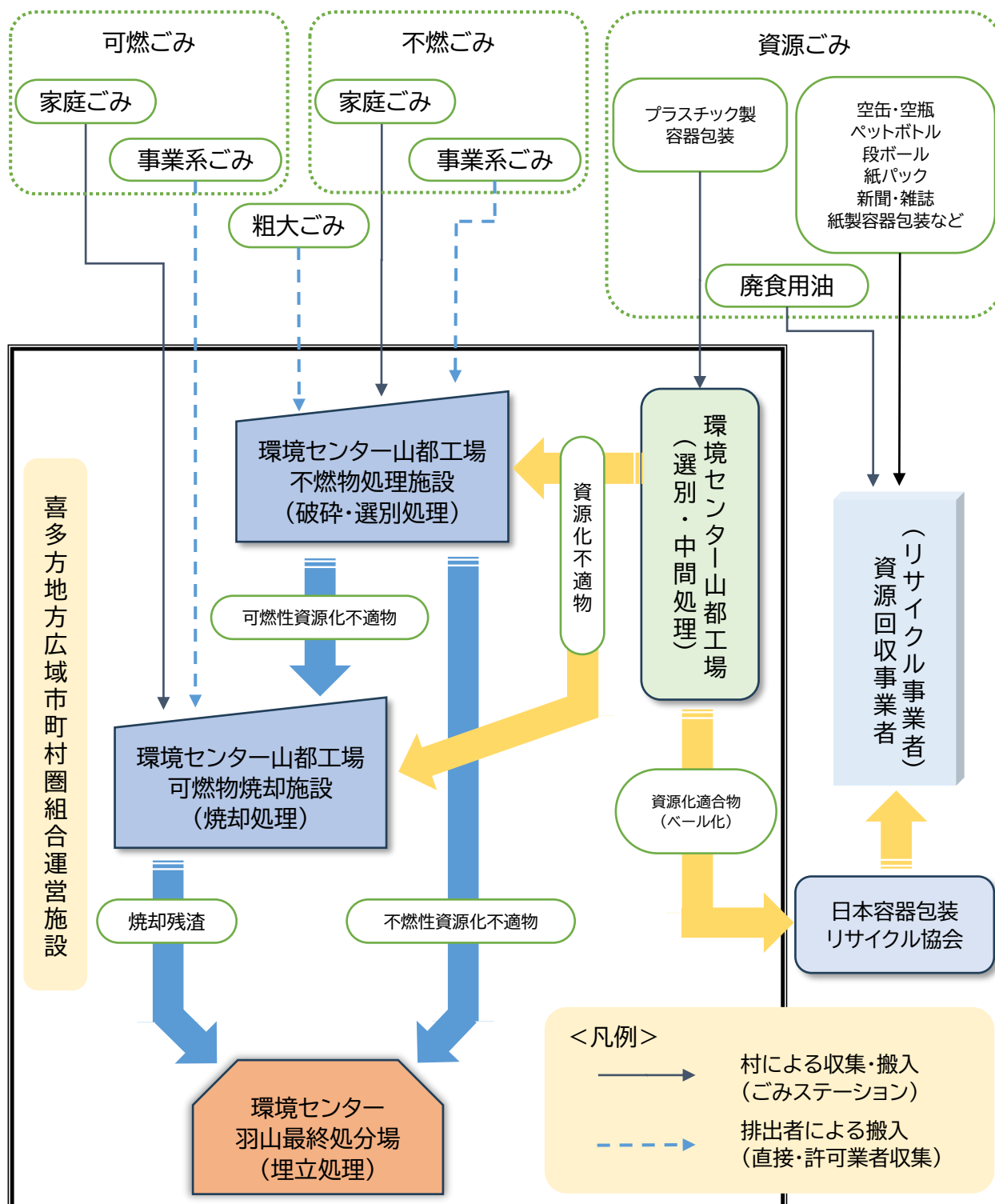


第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

1 ごみ処理について

(1) 処理の流れ

ごみの収集から処理までの流れは以下のとおりです。



(2) ごみの収集運搬等について

① ごみの分別

日常生活から生じたごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、その他資源物の5種類に分類され、その他資源物はさらに空き缶、空きびん(無色・透明系、茶系、青・緑系、黒系)、ペットボトル、紙パック、古紙(段ボール、新聞紙、雑誌その他紙類)、廃食用油に分けています。

② 排出時の袋

可燃ごみと不燃ごみは、それぞれ村の指定ごみ袋で排出します。プラスチック製容器包装とその他資源類については指定袋を設けておらず、無色透明の袋または不燃の指定袋で排出する事としています(廃プラ指定袋は令和7年度より新設予定)。

③ 収集・運搬

各行政区に設置されている「ごみステーション」に排出されたごみの収集運搬は、村が業者委託で実施しています。

この収集運搬の対象は可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック製容器包装、その他資源物のみで、粗大ごみは収集対象外(排出者の自己搬入)としています。

④ 住民への周知

分別の方法及び収集日程は、毎年各戸に配布している生涯学習・行政カレンダーとチラシにて周知し、収集回数は、可燃ごみ週2回、不燃ごみ月1回、プラスチック製容器包装月2回、空き缶・空き瓶月2回、ペットボトルと古紙類は月1回となっています。

⑤ 事業系ごみ(一般廃棄物)の処理

法人や個人の事業活動により生じたごみ(事業系一般廃棄物)は、事業者の責任において処理する事としています(自己搬入または許可業者へ依頼(いずれも有料))。

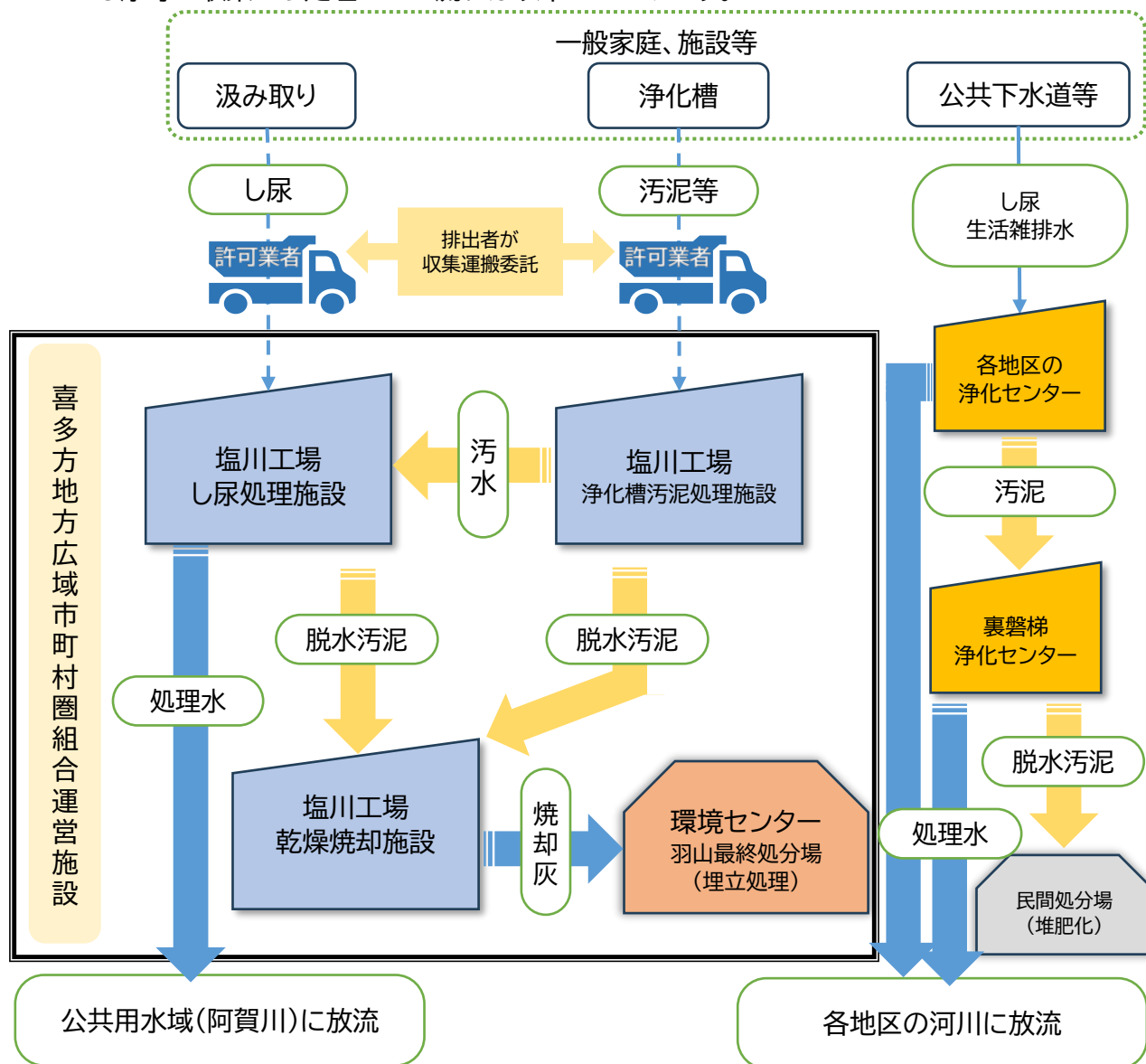
⑥ その他のごみの処理

- ・ 引越し等で排出される一時多量ごみは、排出者自身で処理(山都工場へ自己搬入(無料)または許可業者へ依頼(有料))する事としています。
- ・ テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電4品目は、「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」に基づき、排出者はリサイクル処理を行う義務があります。
- ・ 小動物(ペット、その他野生動物)の死体については、家庭ごみにおける可燃ごみとして処理が可能です。飼主、またはその死体所在地の所有者が排出者となります。
- ・ スプリングの入っているベッドやソファ、ドラム缶、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農業用ビニールシート、コンクリートブロック、医療用器具など、山都工場では処理出来ないごみ(処理困難品)は排出者で処理する事としています(業者引き取りなど)。

2 し尿処理について

(1) 処理の流れ

し尿等の収集から処理までの流れは以下のとおりです。



(2) し尿の収集運搬等について

各家庭や施設等からのし尿や浄化槽汚泥は、排出者から依頼を受けた事業者が、し尿収集車(バキューム車)で収集運搬し、塩川工場のし尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設に搬入しています。ごみの収集運搬と同様、村の許可を得た事業者でなければなりません。

塩川工場で適正に処理された処理水は阿賀川に放流、最終汚泥は、乾燥焼却施設にて焼却したのち、その焼却灰は羽山処分場に埋め立て処分されます。

3 一般廃棄物処理施設

当村では、単独での一般廃棄物処理施設を設置しておらず、中間処理（焼却・選別・破碎・資源化、し尿処理・汚泥の乾燥焼却等）や最終処分（埋め立て処分）については、喜多方地方広域市町村圏組合（以降、「広域組合」）が運営する一般廃棄物処理施設で行っています。

（１）中間処理施設（ごみ処理）

名 称	環境センター山都工場	
所在地	喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙2619 番地1	
施設区分	可燃物焼却施設	不燃物処理施設
処理方式 施設規模	准連続燃焼式焼却炉（階段ストーカ式） 焼却能力 90t／16h（45t／16h×2炉）	乾式回転破碎機（縦方スイングハンマ式） 破碎能力 40t／5h（1基）
着工	平成元年10月	平成4年7月
竣工	平成3年3月	平成6年3月
備考	ダイオキシン類規制適合の排ガス高度処理・灰固形化施設工事（平成14年3月完了）	

（２）中間処理施設（し尿処理）

名 称	環境センター塩川工場		
所在地	喜多方市塩川町会知字大川原2160 番地		
施設区分	し尿処理施設	浄化槽汚泥処理施設	乾燥焼却施設
処理方式 施設規模	一次処理：嫌気性消化方式 二次処理：活性汚泥方式 三次処理：凝集沈澱方式 処理能力 52kℓ/日	固液分離方式 処理能力 50kℓ/日	回転アーム式焼却炉 乾燥汚泥：400kg/h（含水率30％）、 し渣：488kg/h（含水率60％）、 汚泥乾燥機：脱水汚泥量1,468kg/kℓ （含水率79％）、 集塵装置：マルチサイクロン
着工	昭和40年11月（昭和51年9月増設）	平成6年4月	平成8年4月
竣工	昭和42年3月（昭和52年11月増設）	平成7年3月	平成9年3月

（３）最終処分場

名 称	環境センター羽山最終処分場				
所在地	喜多方市慶徳町新宮字羽山2952 番地68				
埋立面積	20,000 m ²	着工	平成13 年5月	竣工	平成15 年3月
埋立容積	88,300 m ³	備考	水処理施設(カルシウム除去、生物脱窒素処理、凝集沈澱処理、高度処理、滅菌)、処理能力70 m ³ /日		
埋立方法	セル方式				
埋立期間	15 年間(平成15 年4月～令和22年3月)				

4 一般廃棄物排出量の現状と推移

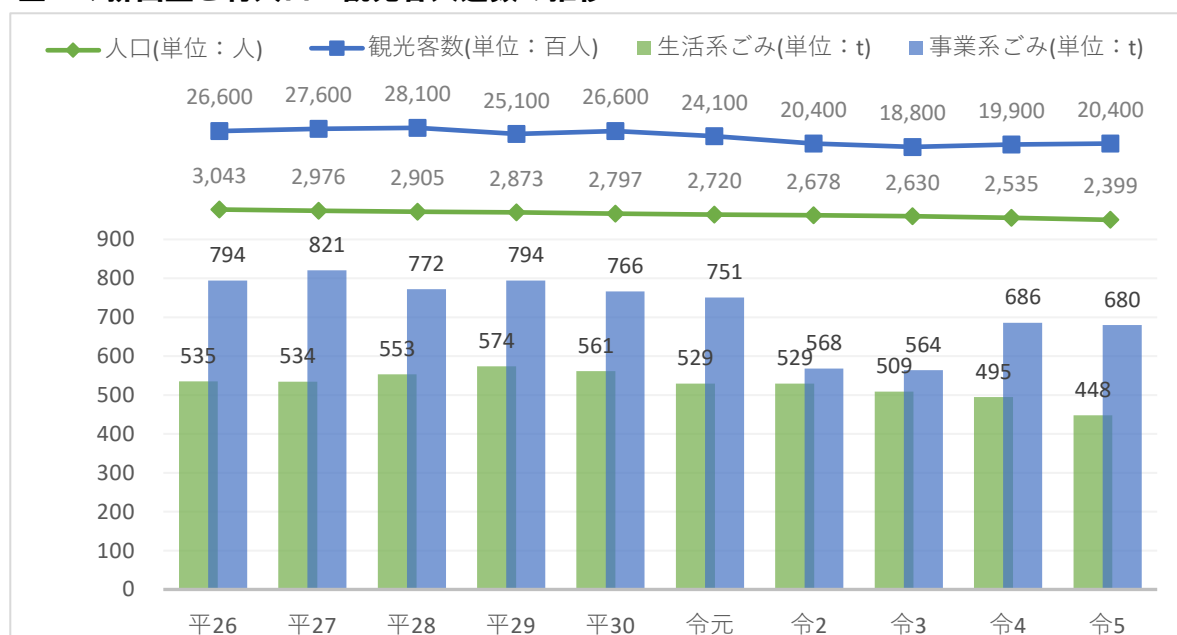
(1) ごみ排出量

環境省の統計資料によれば、全国のごみ排出量に占める事業系ごみの割合は約3割程度ですが、村では事業系ごみの割合が村全体の排出量の約6割を占めています。

これまでの実績を見ると、事業系ごみの排出量は観光客入込数に比例しており、村全体の排出量は観光産業の影響を大きく受けている事が分かります。

また、排出量を人口1人あたりの1日の重量に換算した数値では、国や県の平均を大きく上回っていますが、これは人口規模に対し事業系ごみの排出量が多いことが要因です。

■ごみ排出量と村人口・観光客入込数の推移



※生活系は集団回収分も含めた数値で表示している

■住民1人あたりの1日のごみ排出量の比較（生活系・事業系合算／単位：g）

年度	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
村	1,197	1,244	1,250	1,305	1,300	1,286	1,122	1,118	1,276
県	1,081	1,057	1,039	1,042	1,035	1,035	1,033	1,029	1,021
国	947	939	925	920	918	918	901	890	880

出典：福島県の一般廃棄物処理の状況（福島県）
 北塩原村廃棄物収集実績資料
 観光客入込状況調査（福島県）
 一般廃棄物処理実態調査の結果（環境省）

(2) 生活系ごみの排出量

村全体のごみ排出量では、住民1人あたりの排出量が国・県の平均を大きく上回っていましたが、生活系ごみだけで見ると、村の排出量は国・県の平均を下回ります。

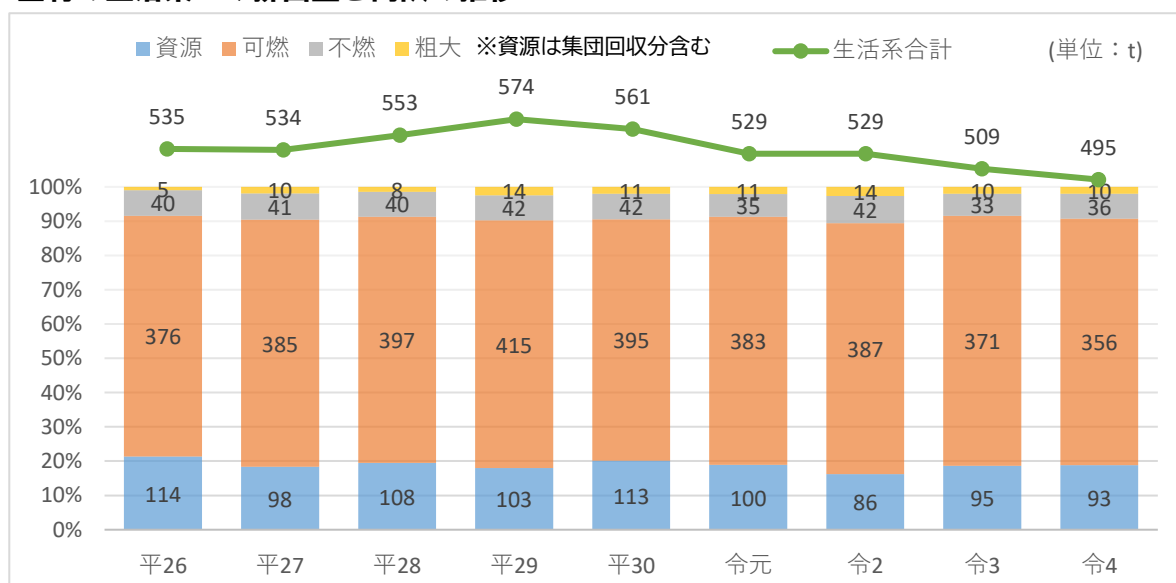
村の生活ごみ排出量は平成29年度にかけて増加、その後ゆるやかに減少していますが、1人あたりの排出量はほぼ横ばいであることから、人口減少による自然減と見られます。

生活系ごみの内訳としては、可燃ごみが全体の約7割、資源ごみが約2割、残りの1割が不燃ごみと粗大ごみとなっており、年度間で割合に大きな変動はありません。

■住民1人あたりの1日のごみ排出量の比較（生活系※集団回収含む／単位：g）

年度	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4
村	482	490	522	547	550	531	541	530	535
県	783	762	744	742	727	726	743	735	727
国	614	609	647	641	638	638	649	636	620

■村の生活系ごみ排出量と内訳の推移



出典：福島県の一般廃棄物処理の状況(福島県)
北塩原村廃棄物収集実績資料
一般廃棄物処理実態調査の結果(環境省)

(3) 事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量

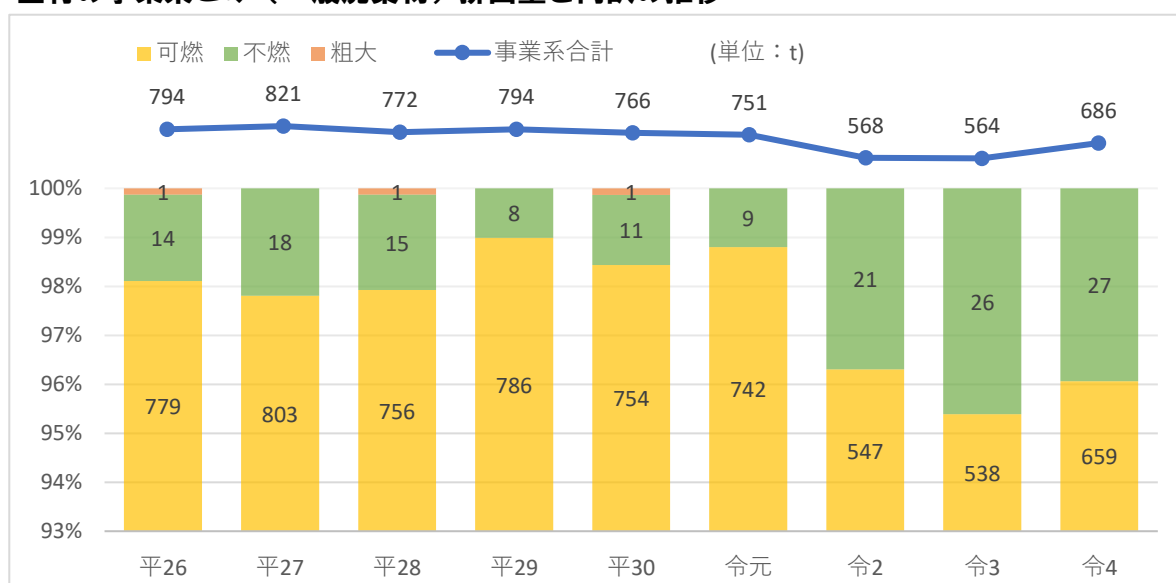
村の事業系ごみの排出量は、年間約700～800tで推移しており、コロナ禍で観光客が激減した令和2・3年度の数値から見てとれるように、観光産業の状況がごみの排出量に影響します。住民1人あたりの1日の排出量で見ると、県や国の平均の2倍以上にもなります。

事業系ごみの内訳としては、可燃ごみが全体の95%以上を占めており、残りの5%弱が不燃ごみと粗大ごみとなっています。

■住民1人あたりの1日のごみ排出量の比較（事業系／単位：g）

年度	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4
村	715	754	728	757	750	754	581	588	741
県	297	295	294	300	302	309	291	295	295
国	333	330	278	279	280	280	252	254	260

■村の事業系ごみ（一般廃棄物）排出量と内訳の推移



出典：福島県の一般廃棄物処理の状況（福島県）
一般廃棄物処理実態調査の結果（環境省）

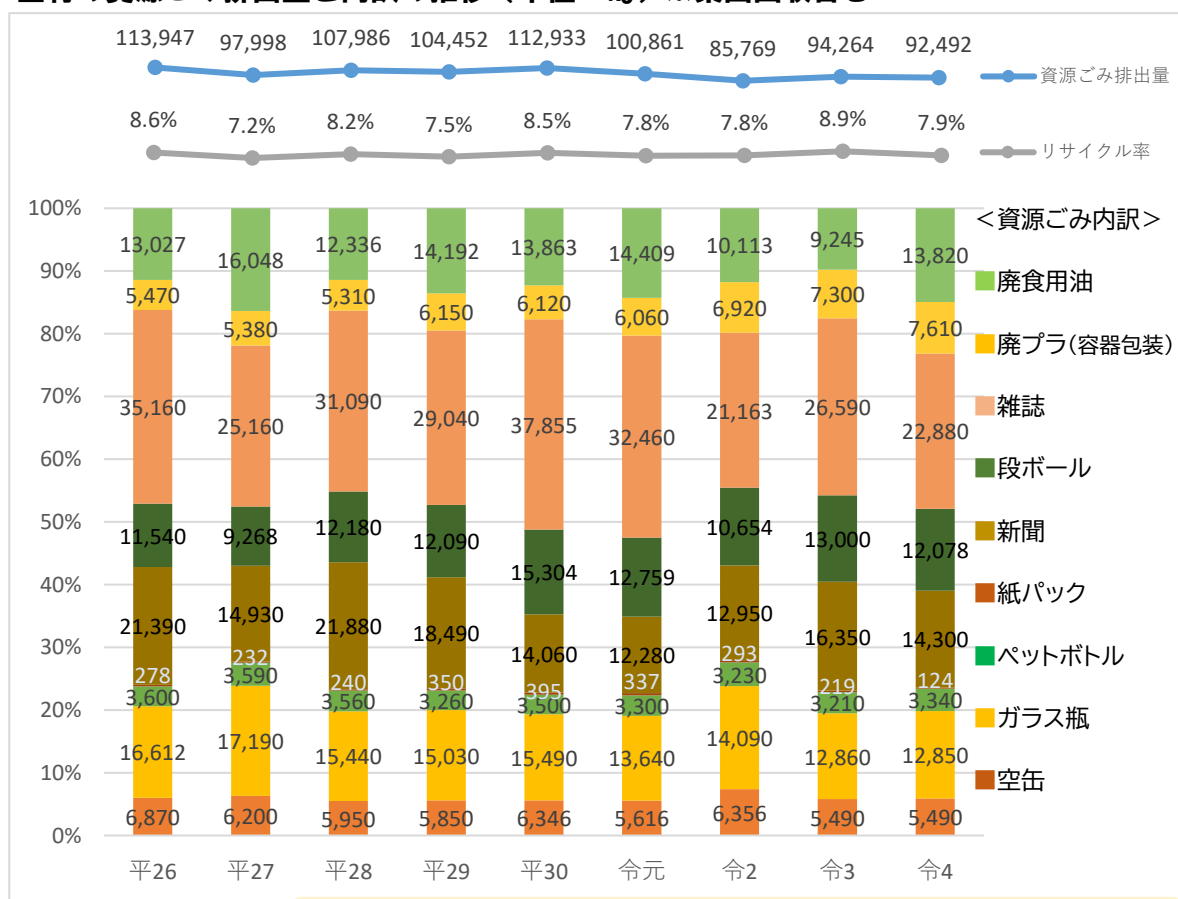
(4) 資源物の排出量

村では、家庭から排出される資源ごみのうち、空缶や瓶などの資源物を分別収集し、リサイクル業者へ搬入しています。このほか、村内の任意団体による集団回収においても一定量の資源物を収集し、同様にリサイクル業者へ引き渡しています。

資源物の排出量は毎年約100t前後で推移しており、品目別では雑誌の排出重量が最も多く、続いて新聞、瓶、廃食用油となっています。廃食用油については、家庭からの排出分と、事業者の排出したものを村が収集しており、そのほとんどは事業者分となっています。

リサイクル率(生活系・事業系ごみの総排出量に占める資源ごみの割合)については、例年大きな変動はありません。令和3年度に上昇が見られますが、これは事業ごみの排出量が減少した影響によるものです。令和4年度のリサイクル率の県平均は12.8%ですので、村は低い水準となっていますが、これもごみの総排出量(事業系)が多いためです。

■村の資源ごみ排出量と内訳の推移(単位: kg) ※集団回収含む



出典: 福島県の一般廃棄物処理の状況(福島県)、北塩原村廃棄物収集実績資料、一般廃棄物処理実態調査の結果(環境省)

（５）プラスチック製容器包装について

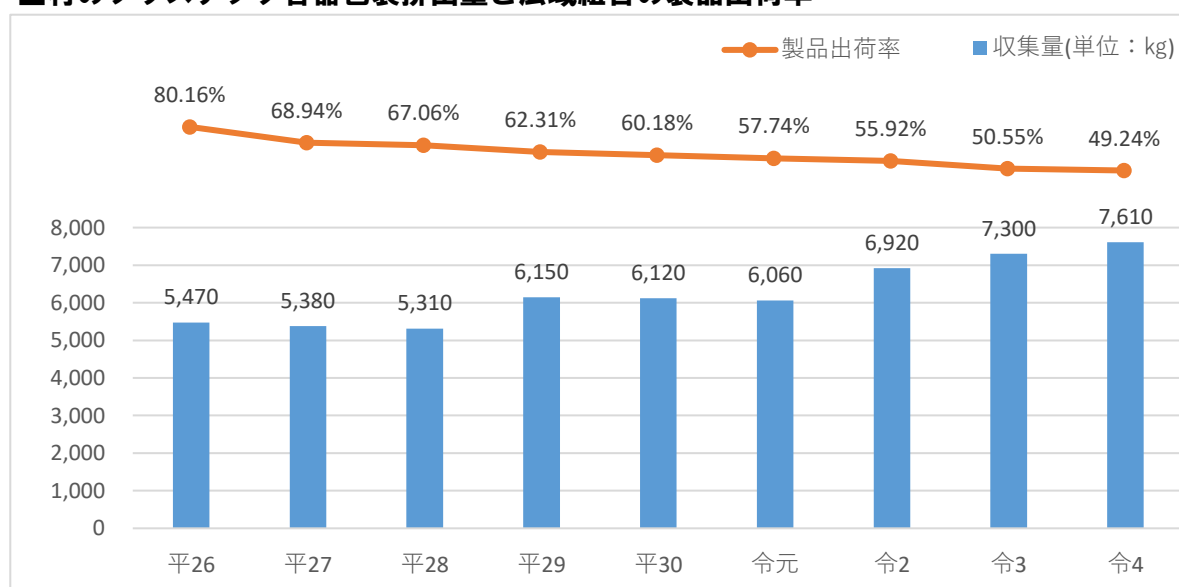
村では、廃プラスチックのうちプラスチック製容器包装のみ分別収集して再商品化しています。環境センターへ搬入したプラスチック容器包装は、選別によって基準に適合するものとししないものに仕分けされ、適合したものはバール化（圧縮・梱包）して日本容器包装リサイクル協会へ再商品化を委託、不適合だったものは焼却処分しています。

基準に適合しないものとは、ごみ自体がプラスチック容器包装でないものや、食品残渣等の汚れが付着しているものです。

分別収集量は毎年増加しており、リサイクル対象としての認知度が高まっている事は伺えますが、収集量に対して資源化（バール化して出荷）した数値を表す製品出荷率は令和5年度実績で約60%と、改善の余地があります。

日本容器包装リサイクル協会がバールの受け入れ後に行っている品質調査では、適合率が85%未満はDランク、85%以上90%未満がBランク、90%以上でAランクですが、広域組合の適合率はリサイクル開始以降16年連続で90%以上（Aランク）となっており、環境センターの選別処理精度が高い事が分かります。

■村のプラスチック容器包装排出量と広域組合の製品出荷率



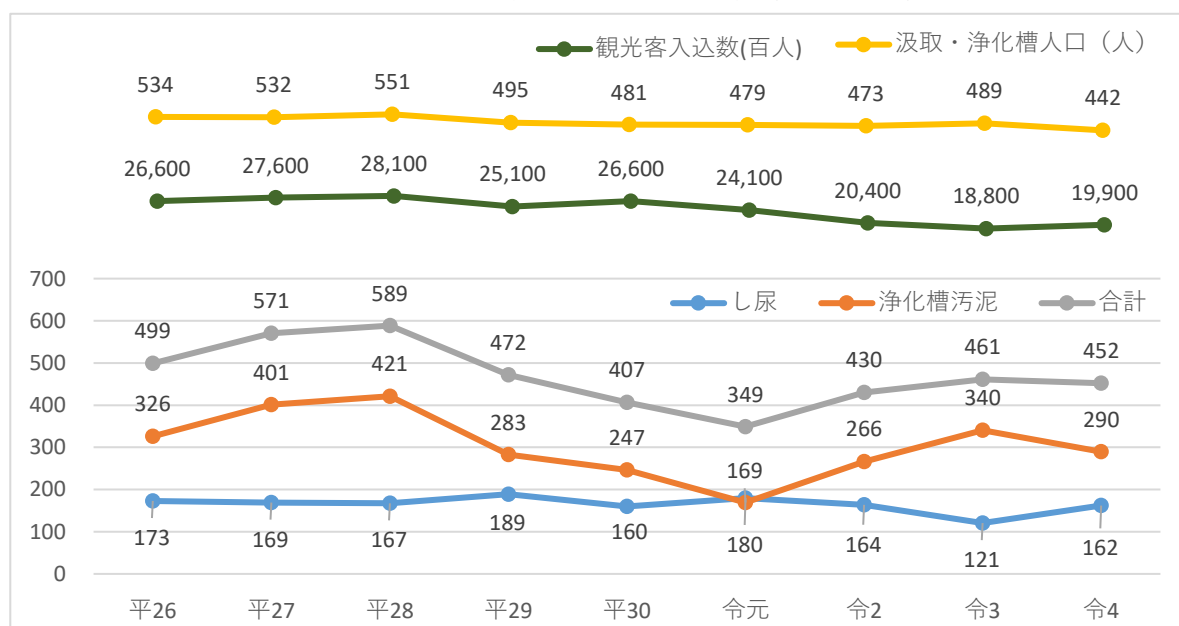
出典: 喜多方地方広域市町村圏組合提供資料

（６）し尿・浄化槽汚泥の処理量

村のし尿・浄化槽汚泥の処理量は毎年500kℓ前後で推移しており、し尿が約3割、浄化槽汚泥が残りの約7割を占め、浄化槽汚泥の処理量は年度間で大きなばらつきが見られます。

し尿・浄化槽汚泥の処理対象人口の増減があまりない事、浄化槽汚泥には大型の事業施設（宿泊施設等）の排出分も含まれる事から、観光客の増減の影響などの要因が考えられます。

■村のし尿・浄化槽汚泥の処理対象人口と処理量の推移（単位：kℓ）

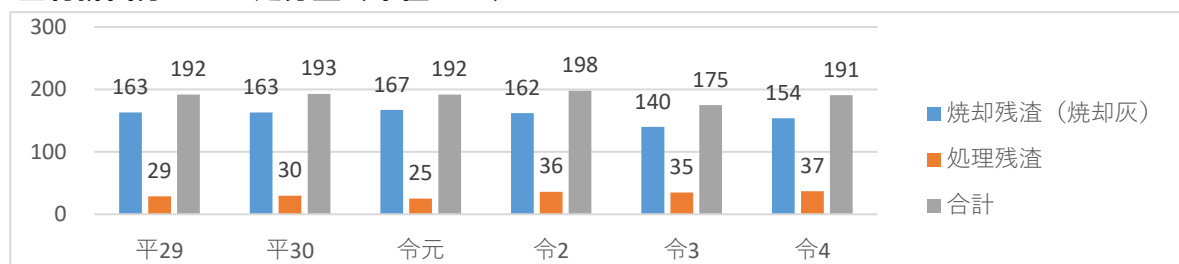


（７）ごみの羽山処分場への埋立処分量

山都工場と塩川工場において焼却処理・中間処理を行った後の残渣や、直接搬入する一斉清掃等での水路汚泥等については、羽山処分場へ埋立処分しています。

村から排出された分の処分量は、年間約190t前後となっています。

■村排出分の埋立処分量（単位：t）



出典：福島県の一般廃棄物処理の状況(福島県)、北塩原村廃棄物収集実績資料、喜多方地方広域市町村圏組合提供資料

5 一般廃棄物処理の経費

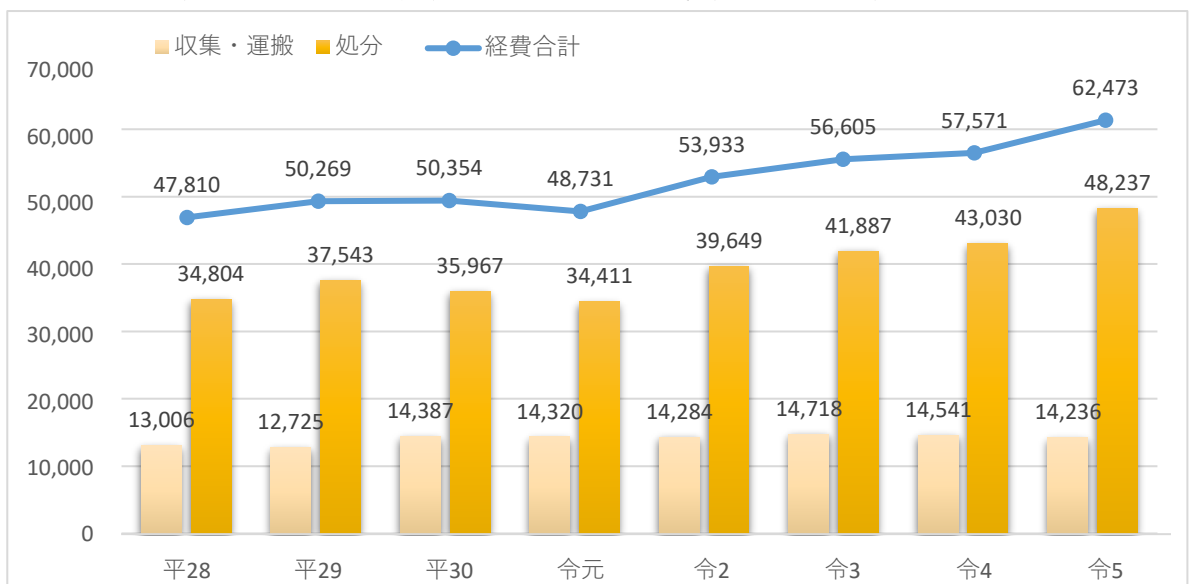
(1) 一般廃棄物処理の経費

村の一般廃棄物処理の経費は毎年増加しています。

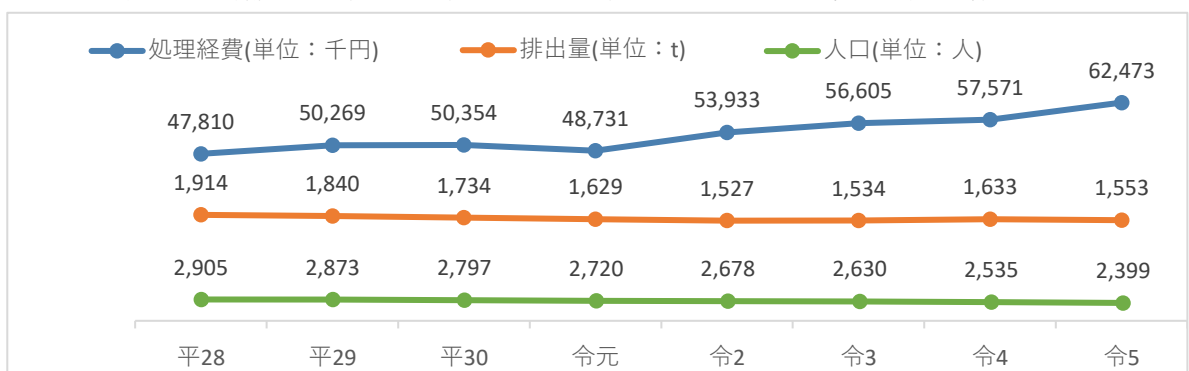
処理経費のうち収集運搬は村単独で実施しており、毎年横ばいで推移しています。

処分経費については、広域組合の構成市町村が共同で負担しており、前年の排出量に応じて各市町村の負担額(割合)が設定されます。平成3年より稼働している処分施設は、老朽化等の損耗が激しく、その修繕や維持管理費が毎年増加している関係で、村の負担額も増加しています。人口やごみ排出量が減少しているにも関わらず、処理経費が増大している要因としては、人件費の上昇や燃料費の高騰などの影響も考えられます。

■ごみ処理（収集・運搬・処分）にかかる村の経費（単位：千円）



■村の人口・一般廃棄物排出量（ごみ、し尿）・ごみ処理経費の推移比較



出典：北塩原村決算資料

（２）事業系ごみの処理手数料

村では、村内の事業者が排出した事業系ごみの処分費用（排出量に応じた額）を事業者に請求し、ごみ処理費用（広域組合へ支払う負担金の財源）に充てています。

※17ページのごみ処理経費は、当該費用（事業者負担分）の差引前の金額

処理手数料 収入額 (単位：千円)	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
	6,351	6,465	6,272	6,088	4,793	4,821	5,804	5,777

（３）資源物の売却収入

村が収集した資源ごみ（缶、瓶、ペットボトル等）と回収した廃食用油は、リサイクル事業者へ売却しています。

これらも同様にごみ処理費用（広域組合へ支払う負担金の財源）に充てています。

※17ページのごみ処理経費は、当該収入の差引前の金額

資源物 売却収入 (単位：千円)	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
	461	723	648	650	401	521	861	796

（４）村民１人あたりのごみ処理経費

前述の処理手数料と資源物の売却収入を加味したごみ処理経費（実質経費）と、村民１人あたりの額は以下となります。

単位：千円	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5
経費総額	47,810	50,269	50,354	48,731	53,933	56,605	57,571	62,473
手数料収入	6,351	6,465	6,272	6,088	4,793	4,821	5,804	5,777
資源売却収入	461	723	648	650	401	521	861	796
実質経費	40,998	43,081	43,434	41,993	48,739	51,263	50,906	55,900
１人あたり経費	14	15	16	15	18	19	20	23

出典：北塩原村決算資料

6 一般廃棄物処理の課題

(1) ごみの減量化

① 生活系ごみ

生活系ごみの排出量は県や全国平均を下回っていますが、排出者の工夫によりさらに減量が可能と見込んでいます。ごみ収集運搬事業者や環境センターなどの現場からの声では、可燃ごみにおける水分量が多い、紙ごみの量が多い(資源ごみとしてリサイクルへまわすべき)等の声があがっています。

不燃ごみの減量化としては、令和6年度より開始した小型家電の拠点回収・イベント回収を今後も継続する事で、住民の認知度を高める必要があります。

② 事業系ごみ

排出量が最も多い事業系ごみについては、ごみ処理機能の維持・健全運営という面でも、減量化が重要な課題です。しかしながら、観光客数に比例して可燃ごみの排出量も増える事情を考慮すると、単純に削減する事は困難です。

排出量の適正化を図るべく、令和元年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、事業者が積極的に取り組むよう村から働きかける事が必要と考えます。

③ 資源ごみ

空缶や瓶、ペットボトルなど、リサイクルが定番化した品目については、排出量から見ても分別意識が定着しているように思われます。

しかし、比較的近年に分別が開始された廃プラスチックにおいては、適合率が非常に低い事から、分別や排出方法の認知にまだまだ問題があります。

不適合物の処分量を減らすためにも、適合率を上げる必要があります。

(2) ごみ処理機能の維持・経費削減

① 収集方法等の見直し

人口減少や住民の異動に伴い、不要またはあまり使用されなくなったごみの収集箇所(ごみステーション)も出てきています。

一定期間ごとに行政区長への実態の聞き取りや、収集箇所の見直しを行うなど、収集運搬の適正化を図る必要があります。

② 施設等(環境センター)の更新

施設の老朽化により維持費の増大・機能低下も著しいため、廃棄物処理機能を今後も正常に保つために、広域組合構成市町村と連携して次期施設への更新を行う必要があります。

（３）さらなる資源化の推進

現在資源ごみとして分別しているもの以外に、資源として処理できるものを検討していく必要があります。

近隣のリサイクル事業者や、他市町村の動向等を踏まえ、随時検討していきます。

① 枝木類

現在可燃ごみとして焼却処分していますが、これらは木質チップや木質バイオマスとしての活用が可能な資源です。

② 脱水汚泥

し尿・浄化槽汚泥の処理にて排出される脱水汚泥について、現在は焼却・埋立処分していますが、堆肥等へのリサイクルが可能な資源です。

（４）住民・事業者等への周知・啓発

生活系ごみの廃棄方法や分別について、ルールを逸脱した事例が散見されているため、改めて情報発信や啓発を徹底し、収集運搬・処理の効率化・適正化を図る必要があります。

また、ごみの分別や減量化を推進するにあたっては、排出者と行政が一体となって取り組む必要があります。このためには、住民向けにごみに関する講座や、行政区長向けの説明会（勉強会）などの場を設ける必要があると考えています。

第4章 ごみ処理計画

1 ごみ処理の基本理念と基本方針

(1) 基本理念

日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されています。

村の人口も同じく減少の一途を辿っており、また高齢化率については県の平均を上回っている状況です。

住民の数が減少し、廃棄物の総排出量も減少している一方で、処理施設の老朽化、人件費や物価の高騰により、廃棄物処理に係る経費は年々増加しています。

このような状況下において、生活に欠かせない廃棄物処理機能を今後も維持していく事は、財政面での困難が予想されます。

また、近年の社会情勢を踏まえ、持続可能な発展を目指し、環境に配慮した資源循環型社会の構築にも取り組んでいく責任があります。

環境への社会的責任を果たしつつ、住民や事業者が清潔な環境で生活・活動を営んでいくために、「**廃棄物の排出削減・資源のリサイクル推進・適正なごみ処理**」を基本理念に掲げ、官民一体となって「持続可能な北塩原村」を目標に取り組んでいく必要があります。

(2) 基本方針・目標値

基本理念の実現に向け、以下の基本方針のもと、目標に向けて取り組んでいきます。

【廃棄物の排出削減】

●方針1:廃棄物の発生の抑制

- ・ 食品ロス削減を推進する事により、廃棄物の発生を抑制します。
- ・ 分別を徹底し、ごみとして処分される量を減らします。

●方針2:廃棄物の排出重量の削減

- ・ ごみの水分量を減らし(生ごみの水切り)、排出重量を軽減します。

【資源のリサイクル推進】

●方針1:資源化率(資源として活用される割合)の向上

- ・ 廃棄状態や分別精度が原因で資源化されずに廃棄物として処分されてしまっている資源ごみ(特に廃プラスチック)について、周知・啓発により資源化率の向上を図ります。
- ・ 小型家電、古布のリサイクルを推進するため、拠点回収・イベント回収を実施します。
- ・ 近隣の状況を踏まえ、新たに資源として処理できる品目を検討します。

【適正なごみ処理】

●方針1:官民協同による適正なごみ処理の推進

- ・ ごみ廃棄ルールや知識の広報・啓発活動
廃棄方法や分別、廃棄日など、一部の住民のルール違反により、同ステーションを利用する他の住民への迷惑や、ごみ収集業務に支障をきたしている事例が散見されるため、広報・啓発等により改善を目指します。
- ・ 事業内容の見直し
ごみ収集やその関連事業について、効率や費用面においても適正に運営できるよう、定期的に内容等を見直しを行います。
- ・ 不法投棄の防止・対処要員の設置
不法投棄の防止および投棄されてしまった場合の対応について、専門の職員(嘱託)を設置し、住民等と連携して環境の保全に努めます。
- ・ 次期ごみ処理施設の整備
住民が今後も清潔な環境で生活できるよう、現在の施設の維持はもとより、次期ごみ処理施設について、広域組合と構成市町村において検討・整備を行います。

【数値目標】

●家庭ごみ排出量の10%削減(1人1日あたり40g削減)

※家庭ごみ:生活系ごみのうち、資源ごみ(生活系ごみの約20%)を除いたもの

●資源リサイクル率の1.7%増(1日あたり削減40g、うち20gが資源化された場合)

項目	令和5年度 実績	令和11年度 目標(中間)	令和16年度 目標(最終)	備考
ごみの減量化				
1人1日あたりの 生活系ごみ排出量	510g	485g	460g	生活系ごみ(可燃+不燃+粗大+資源物+集団回収)の年間総排出量÷人口÷365日(または366日)
ごみの再資源化(※1)				
リサイクル率	7.80%	8.50%	9.50%	資源物収集量÷資源物を含むごみの総排出量(生活系+事業系)

<参考:R4年度の村の実績/村外の状況>

出典:北塩原村廃棄物収集実績資料

○1人1日あたりごみ排出量(生活系ごみ) 村:535g 県平均:727g 国平均:620g

○リサイクル率 村:7.9% 県平均:12.8% 国平均:19.6%

※1 村は事業系ごみの比率が高いため、平均との比較(目標値とする事)は現実味がない。

2 ごみ排出量の将来予測

(1) 人口の将来予測

国の推計(国立社会保障・人口問題研究所)によれば、村の将来の推計人口は、5年後の令和12年には2,075人、さらに5年後の令和17年には1,863人、令和32年には令和2年の約半分まで減少すると推計されています。

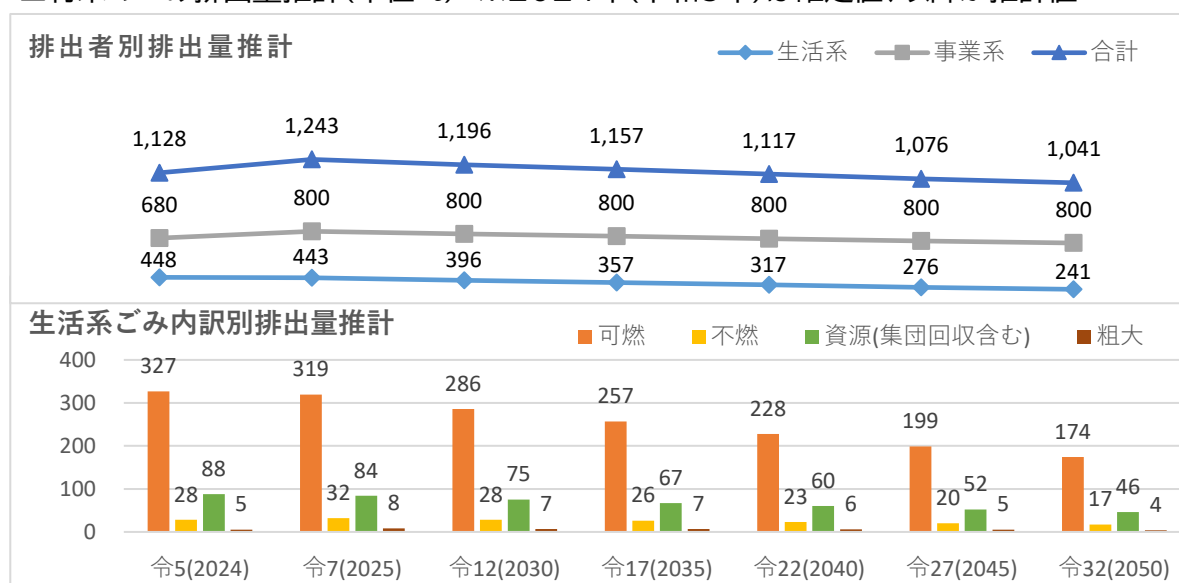
■将来人口の推計 ※2020年(令和2年)は確定値、以降が推計値



(2) ごみ排出量の将来予測

これまでの排出実績と推計人口をもとに将来の排出量を試算すると、人口減少に伴い生活系ごみは減少し、事業系ごみは現在と同程度(年800t前後)で推移するものと考えられます。

■将来のごみ排出量推計(単位:t) ※2024年(令和5年)は確定値、以降が推計値



生活系:過去10年の1人あたりの平均年間排出量を基に将来人口に乘算して試算。

事業系:観光客入込数の影響が大きく、人口減少の影響は低い。これまでと同程度で試算。

3 ごみ処理の対象と分別の区分

(1) ごみ処理の対象

村が処理対象とするごみ(一般廃棄物)は、大きく分けて生活系ごみ・事業系ごみの2つです。一般廃棄物に分類されないもの(環境センターで処理出来ないもの)は、排出者に係わらず村による処理の対象外ですので、排出者の責任において処理する事となります。

① 生活系ごみ

家庭での日常生活によって生じた一般廃棄物です。

排出者が個人であっても、また排出物が一般廃棄物に分類されるものであっても、日常生活以外によって発生した廃棄物(農業などの事業活動)によって生じたごみは、生活系ごみには分類されません。村における生活系ごみは、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(空き缶、空きビン、ペットボトル、古紙類、プラスチック製容器包装、廃食用油、小型家電)、粗大ごみの分別区分としています。

●村の委託業者により収集しているもの(委託収集)

可燃ごみと不燃ごみ、資源ごみのうちプラスチック製容器包装は、村が委託した収集運搬事業者が各行政区のごみステーションから収集し、環境センターへ搬入を行っています。

空き缶、空きビン、ペットボトル、古紙類は、同じく村が委託した収集運搬事業によりごみステーションから収集され、リサイクル事業者へ搬入(売却)しています。

●村が直接収集しているもの(直営収集・拠点回収・イベント回収)

廃食用油については、村がごみステーションから収集し、事業者から収集したものと併せて一定量を保管したのち、リサイクル事業者へ回収(買取)してもらっています。

乾電池とライターは、運搬時(圧縮時)の発火等を防ぐため、村がごみステーションから収集し、安全対策等のうえ随時環境センターへ搬入しています。

水銀使用製品(蛍光灯など)とリチウムイオン電池使用製品についても、安全面での懸念から、拠点回収のうえ環境センターへ搬入またはリサイクル事業者へ引き渡ししています。

小型家電については、役場庁舎にて拠点回収にて随時引き取り、一時保管したのち、イベント回収時にリサイクル事業者へ回収(引き取り)してもらっています。

●排出者本人による搬入としているもの(直接搬入)

粗大ごみについては、村では収集・運搬を行っておらず、自己搬入としています。

② 事業系ごみ

排出者の個人・法人を問わず、事業活動によって生じた一般廃棄物です。

事業活動によって生じた廃食用油は、本来は産業廃棄物扱いですが、村においてはリサイクル推進の一環として直営収集し、リサイクル事業者へ引き渡しを行っています。

(2) 生活系ごみの分別区分と収集方法

区分		種類	収集・運搬方法
可燃ごみ		生ごみ、布製品、革製品、紙おむつ(汚物は取り除く)、枝木類(長さ60cm未満、直径10cm未満に剪定し紐でしばる)、木くず、プラスチック製容器包装以外の柔らかいプラスチック製品 など	委託収集 2回/週
不燃ごみ		なべ・やかん類、割れたセトモノ・ガラス製品、刃物(新聞紙などで包装)、電気毛布・電気カーペット類、ガスカートリッジ(穴を空けてガスを抜いた状態)、乾電池(テープで絶縁処理し、ステーション内の回収ボックスへ)、電球、プラスチック製容器包装以外の固いプラスチック製品、資源ごみのうち汚れが落ちないもの(チューブなど)、耐熱ガラス製品(油用のビン) など	委託収集 1回/月
資源ごみ	空き缶	アルミ缶(飲料など)、スチール缶(飲料、菓子、粉ミルク、缶詰など) ※中身や食品等の残渣がない状態	委託収集 2回/月
	空きビン	食品、飲料用のビン ※中身や食品等の残渣がない状態	
	ペットボトル	飲料用・調味料(みりん、しょうゆなど)のもの	委託収集 1回/月
	古紙類	紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌・包装紙	
	プラスチック製容器包装	「プラ」マークがついているもの、トレイ(白・色付き両方)、ラベル・フィルム、プラスチックのキャップ、食料品等の包装袋、食品容器、パック類、食料品や日用品のプラスチックボトル、発泡スチロールなど ※中身や食品等の残渣がない状態	委託収集 2回/月
	廃食用油	植物性の食用油(ステーション内の専用容器へ廃棄)	直営収集 (地区により 1~4回/月)
	小型家電	通信機械器具(電話機、携帯電話、スマートフォン)、電子機械器具(ラジオ、ビデオカメラ、デジタルカメラ、DVDプレーヤー、レコーダーなど)、カー用品(カーテレビなど)、パソコン類、ゲーム機、白物小型家電(炊飯器、電子レンジ、扇風機など)	拠点回収 イベント回収
粗大ごみ		村指定のごみ袋に入らない大きさのもの(家具類、自転車、布団、じゅうたんなど) ※スプリングの入っていないもの	直接搬入 (環境センター 受入時間内)
その他	動物の死体	新聞紙や古布等で包み、可燃ごみとして廃棄 ※ペットの場合は飼主、それ以外の場合(野生動物など)はその土地の所有者の責任において廃棄する事となっています	委託収集または 直接搬入
	水銀使用製品	水銀を使用した蛍光灯、水銀電池、気圧計、水銀体温計など	拠点回収
	小型充電式電池	電池本体(リチウムイオン電池)、使用製品(加熱式タバコ など)	

（３）事業系ごみの分別区分

事業系ごみは排出事業者の責任において処理する事とされており、収集運搬については排出者自ら、または排出者から委託を受けた事業者(村の許可事業者)によって行われます。

事業系ごみの分別区分は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみとなっており、環境センターへの搬入後は生活系ごみと共に処理されます。

（４）ごみの中間処理

環境センター(山都工場)へ搬入されたごみは、その分別区分毎に中間処理を行います。

① 可燃ごみ

山都工場の焼却施設において焼却処理を行います。

② 不燃ごみ

山都工場の破碎処理施設において破碎処理を行います。

③ 粗大ごみ

可燃性と不燃性のものに分けられ、それぞれ①・②と併せて処理されます。

④ プラスチック製容器包装

基準適合物はバール化(圧縮・梱包)して日本容器包装リサイクル協会へ引き渡し、不適合物は焼却または破碎処理を行います。

（５）ごみの最終処分

中間処理の結果生じた焼却残渣や破碎ごみについては、環境センターの羽山最終処分場において、埋立処理が行われます。

また、令和7年度からは一部を外部の処理場へ搬出し、処分を行う予定です。

●山都工場焼却施設



●山都工場破碎処理施設



●羽山最終処分場



4 ごみ処理施設の整備に関する事項

広域組合で運営している環境センターの中間処理施設(山都工場)について、稼働から30年以上が経過し、老朽化による機能低下が進み、また修繕維持費が増大しています。

今後の構成市町村のごみ処理機能の維持・適正な運営に向けて、令和13年度に次期施設の建設および稼働を計画しています。

将来の人口動態や廃棄物排出量の推計を踏まえた施設の処理機能(規模)や、資源化の推進に向けた近隣事業者との連携などを検討しながら、構成市町村と広域組合において協議していきます。

5 その他ごみの処理に関する事項

(1) 災害廃棄物について

近年、自然災害が多発していることもあり、災害廃棄物への対応が重要視されています。

村では、令和6年度に「北塩原村災害廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画で示す方針に基づき、災害発生時には適切に災害廃棄物の処理を行っていきます。

(2) 不法投棄対策について

近年、人目に付きにくいまたは草木が生い茂っている場所への不法投棄(リサイクル対象家電、食品容器等の家庭ごみ、タイヤなど)が確認されています。また、各行政区で管理しているごみステーションにおいても、事業系ごみや処理困難品が投棄されている事例が散見されています。

村では、環境監視員による見回りによる不法投棄防止対策のほか、発見時の対応について、廃棄場所の土地所有者や行政区長、県、警察などと連携して適切に対応を行います。

第5章 し尿処理計画

1 し尿処理に関する基本方針

衛生的な住環境と公共用水域の水質保全のため、汚水処理は必要不可欠です。

村では、村内各地区において下水道施設(公共下水道、農業集落排水、簡易排水等)を整備し、汚水の適正処理と水洗化(下水道加入または合併浄化槽の設置)を推進してきました。

令和7年3月現在で、下水道施設の普及区域は村内全域の96%、下水道の加入者数は住民全体の約83%に至っています。

ここでは、残りの約17%の住民(汲み取り式または浄化槽)と、浄化槽を設置している施設から排出されるし尿および浄化槽汚泥について、適正に処理するための計画を策定します。

【処理機能の保全】

●方針1:し尿等の処理機能の維持

住民が現在の行政サービス(汚水処理機能)を享受し続けられるよう、広域組合で共同で運営している処理施設(環境センター塩川工場)について、管理運営を適切に行っていきます。

また、処理によって発生する汚泥や汚水について、環境に配慮し適正に処分を行います。

【収集運搬体制の保全】

●方針2:し尿等の適正な収集運搬体制の確保

住民が安心して事業者収集運搬を委託できるよう、事業者に対して村による許可制収集方式を敷きます。許可の更新、機械器具や要員の変更の際には事業者が村へ追加の申請又は届出を出すものとし、必要に応じて村は事業者へ聞き取り・指導を行います。

○塩川工場



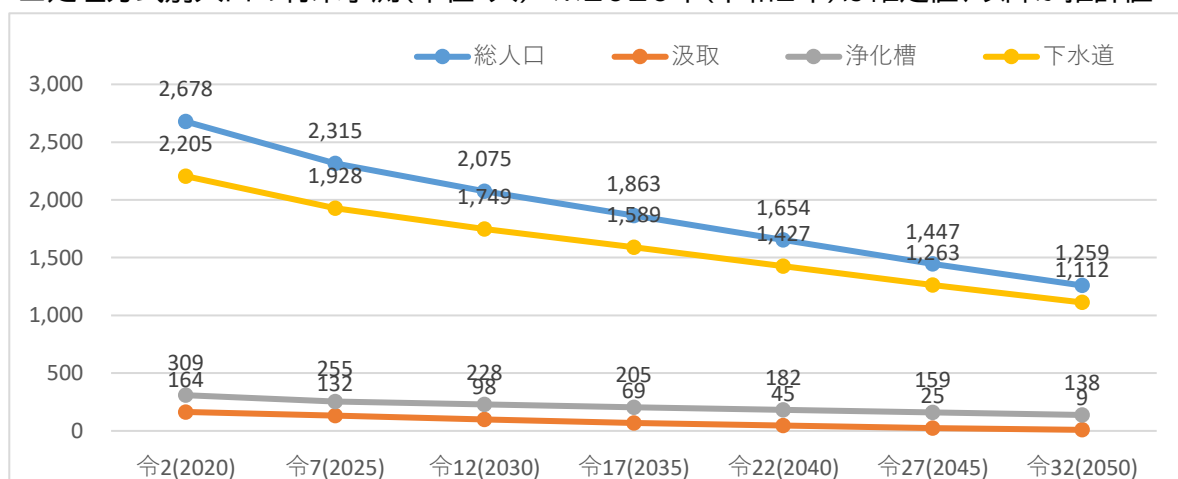
2 し尿処理量の見込み

(1) し尿処理量(し尿、浄化槽汚泥)の将来予測

第3章で記載しましたが、し尿等の処理対象人口と処理量(排出量)は、人口の変動による変動は軽微で、浄化槽を使用している大型宿泊施設の観光客入込数による影響が大きいと言えます。既存の住民が今後処理方式を変更する可能性としては、汲取式から浄化槽方式または下水道への変更といった事が考えられますが、令和5年度の時点で汲取式の住民は6%しかおらず、その場合でもあまりし尿等の処理量には大きな影響はないと思われます。

これらのことから、し尿等の処理量は今後もほぼ同じ水準で推移していくと考えられます。

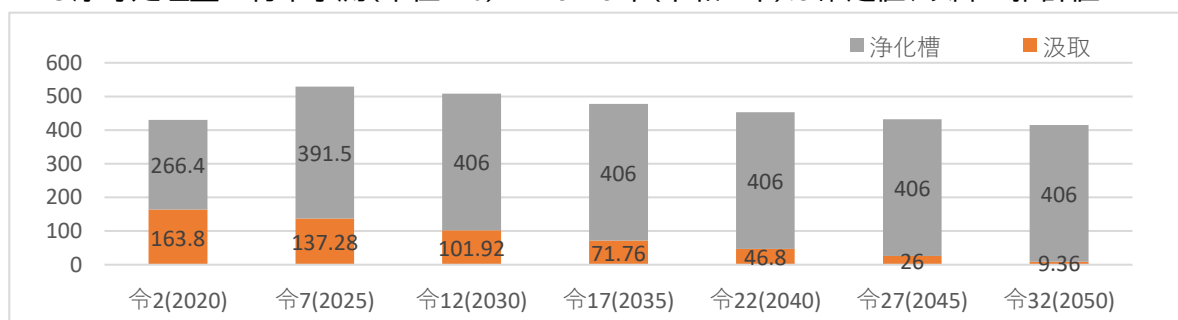
■処理方式別人口の将来予測(単位:人) ※2020年(令和2年)は確定値、以降が推計値



汲取人口:過去実績では毎年約0.2%程度ずつ減少しており、今後も同ペースで減少と予想

浄化槽人口:過去実績では毎年約11%前後で推移しており、今後も同割合を保つと予想

■し尿等処理量の将来予測(単位:kℓ) ※2020年(令和2年)は確定値、以降が推計値



汲取(し尿排出量):人口と対象人口の減少に伴い排出量も減少と予想

浄化槽(浄化槽汚泥排出量):大型宿泊施設の観光客数により変動、令和7年度以降は平成27年度・平成28年度頃と同水準の排出量と予想

3 し尿処理計画

(1) 収集運搬計画

① 収集対象区域

北塩原村全域(北山地区・大塩地区・桧原地区・裏磐梯地区)とします。

② 収集対象範囲

対象区域で発生したし尿および浄化槽汚泥とします。

③ 収集運搬の方法

収集運搬は、村の許可を得た民間事業者が、し尿処理車(バキューム車)により収集し、環境センター塩川工場へ搬入します。

(2) 中間処理計画

し尿と浄化槽汚泥の中間処理は、広域組合の計画に基づき環境センター塩川工場で行います。中間処理を経た廃棄物のうち、固形物(脱水汚泥)は焼却処理を行います。

処理水は無害化したうえで公共用水域である阿賀川へ放流します。

(3) 最終処分計画

塩川工場で中間処理(汚泥の焼却処理)により残った焼却灰について、羽山最終処分場へ埋立処分を行います。

北塩原村一般廃棄物処理基本計画

2025(令和7)年 3月

編集・発行 北塩原村 住民税務課

〒966-0485 耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地

TEL 0241-23-3114 FAX 0241-25-3758

E-mail zei01@vill.kitashiobara.fukushima.jp